

2007年11月9日

社団法人 電子情報技術産業協会  
会長 町田 勝彦 殿

デジタル私的録画問題に関する権利者会議 28 団体  
社団法人日本芸能実演家団体協議会加盟 59 団体（賛同団体）

## 公開質問状

平生より知的財産権の保護については深いご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、去る 2007 年 8 月 2 日に総務省が発表した「第 4 次中間答申：デジタルコンテンツの流通の促進に向けて」の中に示された、いわゆるコピーワンスルールの改善に関する、消費者、メーカー、権利者、放送事業者の合意事項と、私的録画補償金制度に関する貴協会のご主張との関連について、お尋ねしたいことがあります。

コピーワンスの改善方法については、貴協会などメーカーと放送事業者との間で長きにわたり議論されてきましたが結論を得られず、2006 年 9 月 28 日に開設された総務省情報通信政策部会「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の場において、消費者と権利者が加わる形で都合 13 回に及ぶ議論を経た結果、第 4 次中間答申に向けて合意が取りまとめられました。

消費者はコピーワンスルールの不便さについて不満を持ち、貴協会は緩和策として EPN を主張され、権利者と放送事業者はコピーワンスを EPN に緩和した場合に被る経済的な不利益について懸念を持つ、といった状況で始まった議論ですが、2006 年 10 月 6 日に行われた第 2 回総務省検討委員会における「私的録音録画補償金制度との関連」に始まって、「諸外国における動向」や、「技術的な側面」など、様々な検討を経た後に、ネットワーク送出を禁じるほかは事実上コピーフリーである EPN 方式と、現行のコピーワンスとの間の「中間的な運用」が可能であるとの確信を各委員が得た結果、今回の合意である「1 世代限りコピー可能+枚数制限」との方向に議論が進展していったものです。

ここで制限される枚数については、検討委員会主査である村井純慶応義塾大学教授に一任され、最終的に「10 回」という結論に至ったわけですが、それを中間答申に取りまとめるに当たって、村井主査は 7 月 12 日の検討委員会の場において以下のように述べられています。

「コンテンツに対する高い尊重、それからクリエイターに対する適正な対価の確保について議論している機能は、我が国に幾つかある。知財本部、文化審議会、経団連と、政府や公的な団体でコンテンツ大国の実現に向けたいろいろな検討が進められているところである。このすべての場でクリエイターに対する適切な対価を確保して、創造のインセンティブを維持するということは共通の目的として考えられていると思われるので、それぞれの検討組織の役割に応じてその具体策の提言に向けた議論が活発に行われている状況と思う。当審議会における議論もその一貫の議論だと考えており、中間答申に当たっての、そういう共通目的、それからその考えに沿った具体策の提言を行うということで進めていきたいと思うし、ほかの検討の場においても可能な限り早期に具体策がまとめられるようにという期待を持っているので、そういう意味での呼びかけも含めて、進めさせていきたい。」

この考え方が了承される形で、8月に公表された第4次中間答申においては、別途添付の参考資料にある如く、コピーワンスの緩和に関する具体策の提案前に、「コピーワンスの緩和の前提条件として、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」と、「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」の二点について配慮すべきことが示され、さらに文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会等に対して、「クリエイターに適切な対価を還元していくための制度やルールのあり方について、消費者の利便性確保とのバランスに常に配慮しつつさらに検討を進め、可能な限り早期に、具体策がまとめられることを期待する。」とのことが言及されています。

権利者の考えとしましては、消費者の利便性の向上に資するため、コピーワンスの緩和に応ずることにはやぶさかではありませんでしたが、コピー可能な枚数が増えれば、それだけ被る不利益も増しますので、それにあたって私的録音録画補償金制度による補償の機能があくまでも必須となるとの点について繰り返し発言してまいりました。

こうした権利者の意見に対して、検討委員会における貴協会からの補償金制度に関連する発言としては、2006年10月6日に貴協会オブザーバーより、「EPN下で行われるコピーは予見された範囲内でのコピーだ」との趣旨のご発言があったほかは特段ありませんでしたが、この検討委員会とは別の、文化庁の私的録音録画小委員会の場においては、2007年5月31日「JETA公式見解」として「デジタル放送からの録音録画についてはどのようにコンテンツが利用されるか、想定が可能であるので、回数にかかわらず補償は不要である」との文書が示されました。

このことについてその翌日、2007年6月1日に開かれた検討委員会の場において権利者委員は前述の文書を示し、「コンテンツ大国実現のためにクリエイターやコンテン

ツへのリスペクトが重要と主査にも言っていたが、J E I T Aはこの文書を出すことで、そうした役割を果たす気がないということをあからさまに表明しているに等しく、コピーワンスに関する議論を振り出しに戻しかねない。」と批判しました。

これに対する貴協会からの答弁や回答、反論といった類の発言は、中間答申が出されて3か月が経過した今日に至るまで、一切行われていません。また中間答申取りまとめの段階にあっても、コピーワンスの緩和の前提条件として示された前述の各項目について、貴協会委員からの発言は一切ありませんでした。

このような経緯で中間答申が発表された後、貴協会は、2007年10月16日付の「私的録音録画問題に関する当協会の見解～文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理の公表を受けて～」と題するニュースリリース中で、「技術的にコピー制限されているデジタルコンテンツの複製は、著作権者等に重大な経済的損失を与えろとは言えず、補償の対象とする必要はない。」と、あらためて私的録画補償金制度が不要である旨を主張されました。

こうした一連の経過について、以下の7項目について質問いたします。

- (1) 第4次中間答申の記載を見る限り、コピーワンスの緩和の前提条件として「クリエイターへの適正な対価の還元が早急に措置されることが必要である」との点について合意されていることが明白ですが、私的領域で行われる録画についてクリエイターに対価を還元するような機能を持った制度は、私的録画補償金制度においては存在していません。よって、今般貴協会が私的録画補償金制度を否定するリリースを出されたということは、貴協会において今回のコピーワンスの緩和に関する合意を破棄されるものと理解してよろしいですか？
- (2) このような形で合意を破棄されることについて、緩和を待ち望んでいる消費者に対して、いったいどのように説明されるおつもりですか？
- (3) 私的録画補償金について貴協会に一定のお考えがあることは良くわかりましたが、それならば、このような前提条件が盛りこまれた中間答申案策定の時点で、何故それを主張されなかったのですか？また今になって主張をされるのは何故ですか？

- (4) 「一定の技術的保護手段による複製制限が施された環境下にコンテンツが提供された場合、どのような複製が行われるかについて権利者は予見可能であるので権利者の経済的不利益は存在せず、よって補償は不要である」とのご主張であるように思いますが、「どのような複製が行われるか権利者が予見可能である」ということと、「権利者の経済的不利益が発生しない」ということが、いったいどうして結びつくのでしょうか？権利者は、単にそこで生じる経済的不利益が予見できるだけの話ではないですか？
- (5) 音楽CDには、「SCMS」という技術的保護手段による複製制限が施されており、長い間、私的録音補償金による補償が行われています。「SCMS」と「ダビング10」における複製制限は、複製できる回数にそれぞれ違いがあるほかは、同じ「コピーワンジェネレーション」であって何も変わらないと思いますが、録画だけが「コピー可能回数の大小に拘わらず補償の必要がない」理由はどこにあるのですか？
- (6) 私的録音録画補償金制度は、私的な領域や規模を超えてまで複製されることを補償する制度ではなく、私的な領域や規模の範囲内で行われる複製に対して補償を行う制度です。10回という回数は、一般の消費者にとって十分な回数であると同時に、10回を越える複製については、私的な規模からはみ出た複製であると我々は理解しています。その10回という範囲内で行われる複製について発生する経済的な不利益について、補償の必要がないとされるのであれば、いったいどのような複製について発生する不利益が、補償の対象になるのでしょうか？
- (7) コンテンツとハードウェアはコンテンツ大国の実現のための両輪であるとよくいわれます。我々は優れた技術開発の成果である様々な機器等の恩恵を受けて活動をし、時にはそこからインスパイアを受けることすらあります。メーカーもまた、優れたコンテンツの訴求効果の恩恵を受け、時にはコンテンツから技術や製品が生まれ出ることすらあります。そのように、本来互惠関係にあるべき両者が相協力すれば更なる成果が期待できると考えていますが、こと補償金制度に関する限り、貴協会の態度は一貫して頑なであり、かつ敵対的です。こうした状況を打開してより良い関係を実現するために、ともに手を携えることはできないのでしょうか？お考えをお聞かせください。

ご回答につきましては、12月7日までに下記宛ご送付いただきますようお願いいたします。

記

公開質問状への回答送付先

〒163-1466 新宿区西新宿3-20-2東京オペラシティタワー11F  
実演家著作隣接権センター  
運営委員 椎名和夫 宛

以上

■ デジタル私的録画問題に関する権利者会議

(社) 日本文藝家協会	理事長	坂上 弘
(協) 日本脚本家連盟	理事長	金子 成人
(協) 日本シナリオ作家協会	理事長	西岡 琢也
(社) 全日本テレビ番組製作社連盟	理事長	工藤 英博
(社) 日本映画製作者連盟	会長	松岡 功
(中) 日本動画協会	理事長	松谷 孝征
(社) 日本映像ソフト協会	会長	高井 英幸
(協) 日本映画製作者協会	代表理事	新藤 次郎
(社) 日本芸能実演家団体協議会	会長	野村 萬
(社) 日本音楽事業者協会	会長	尾木 徹
(社) 音楽出版社協会	会長	朝妻 一郎
(社) 音楽制作者連盟	理事長	大石 征裕
(社) 日本音楽著作権協会	理事長	加藤 衛
(社) 日本レコード協会	会長	石坂 敬一
日本音楽作家団体協議会	理事長	川口 真
詩と音楽の会	会長	平井 丈一朗
全日本音楽著作権協会	会長	遠藤 実
全日本児童音楽協会	会長	北澤 秀夫
日本音楽著作権家連合	会長	志賀 大介
日本歌謡芸術協会	会長	曾根 幸明
日本現代音楽協会	会長	福士 則夫
(社) 日本作曲家協会	会長	遠藤 実
(社) 日本作曲家協議会	会長	三枝 成彰
(社) 日本作詩家協会	会長	星野 哲郎
日本作編曲家協会	会長	服部 克久
日本詩人連盟	会長	平山 忠夫
(社) 日本童謡協会	会長	湯山 昭
日本訳詩家協会	会長	永田 文夫

## ■賛同団体

関西俳優協議会	会長	田中 弘史
名古屋放送芸能家協議会	理事長	舟木 淳
(社)日本映画俳優協会	理事長	池部 良
(社)日本喜劇人協会	会長	橋 達也
(中)日本芸能マネージメント 事業者協会	理事長	山崎 讓
(社)日本劇団協議会	会長	戌井 市郎
日本新劇製作者協会	会長	水谷内 助義
日本新劇俳優協会	会長	小沢 昭一
日本人形劇人協会	会長	長谷川 正明
(社)日本俳優協会	会長	中村 雀右衛門
(協)日本俳優連合	理事長	里見 浩太朗
日本モデルエージェンシー協会	理事長	小林 信治
(特活)人形浄瑠璃文楽座	理事長	鳥越 文蔵
(社)能楽協会	理事長	野村 萬
大阪三曲協会	理事長	中島 警子
(社)関西常磐津協会	理事長	常磐津 一巴太夫
(社)義太夫協会	会長	波多 一索
清元協会	会長	清元 延壽太夫
(特活)筑前琵琶連合会	理事長	中村 チエ
(社)当道音楽会	理事長	寺田 為三
常磐津協会	会長	常磐津 文字太夫
(社)長唄協会	会長	鳥羽屋 里長
名古屋邦楽協会	会長	長谷川 栄胤
(社)日本三曲協会	会長	米川 文子
日本琵琶楽協会	会長	山岡 知博
(社)日本演奏連盟	理事長	伊藤 京子
(社)日本オーケストラ連盟	理事長	児玉 幸治
日本オペラ連盟	理事長	五十嵐 喜芳
日本音楽家ユニオン	代表運営委員	崎元 讓
(社)日本歌手協会	会長	ペギー 葉山
日本シャンソン協会	会長	石井 好子
日本シンセサイザー・プログラマー協会	会長	松武 秀樹
(特活)日本青少年音楽芸能協会	理事長	廣瀬 清
パブリック・イン・サード会	代表幹事	椎名 和夫
(特活)レコーディング・ミュージシャンズ・ アソシエーション・オブ・ジャパン	理事長	篠崎 正嗣
(社)現代舞踊協会	会長	植木 浩
東京バレエ協議会	理事長	佐々木 忠次
(社)全日本児童舞踊協会	会長	中村 明
名古屋洋舞家協議会	会長	越智 實
(社)日本バレエ協会	会長	薄井 憲二
(社)日本舞踊協会	会長	犬丸 直

日本フラメンコ協会	会長	濱田 滋郎
(社) 上方落語協会	会長	桂 三枝
関西演芸協会	会長	桂 福団治
関西芸能親和会	会長	羽田 たか志
講談協会	会長	宝井 馬琴
太神楽曲芸協会	会長	鏡味 仙三郎
東京演芸協会	会長	牧 伸二
(社) 日本奇術協会	会長	渚 晴彦
日本司会芸能協会	会長	玉置 宏
ボーズバラエティ協会	会長	灘 康次
(社) 漫才協会	会長	青空 球児
(社) 落語協会	会長	鈴々舎 馬風
(社) 落語芸術協会	会長	桂 歌丸
(社) 浪曲親友協会	会長	真山 一郎
沖縄県芸能関連協議会	会長	島袋 正雄
(社) 日本照明家協会	会長	谷川 富也
日本舞台監督協会	会長	三宅 博
日本民俗芸能協会	会長	福田 一平

全 87 団体 (順不同)